

番号：160311

国名：ホンジュラス

担当部署：ホンジュラス事務所

案件名：地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（公共事業管理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：公共事業管理
- (2) 格付： 2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年7月中旬～2016年9月下旬
- (2) 業務 M/M：国内 0.25M/M、現地 1.37M/M、合計 1.62 M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	41日	2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月1日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>

業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選定の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年6月14日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
- ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 12点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 12点
- (計100点)

類似業務	地域開発（特に住民参加型）、及びPCM手法を用いた事業の計画・管理・評価に係る各種業務
対象国／類似地域	ホンジュラス／中南米
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ホンジュラスでは、1990年10月に施行された「地方自治体法」によって地方分権化が推進され、2004年には市に地域社会開発事業の計画・実施・管理を委任する「プロジェクトサイクル地方委任事業(DOCP)」が開始された。これまで中央政府等が担ってきた多くの地域開発事業の内、特に学校増改築、保健所建設、給水、農村電化、住宅改善、簡易トイレ、小橋梁、農道補修をはじめとする小規模インフラ事業及び地域社会開発事業の計画・実施・管理をそれぞれの市が実施を担うことになったが、市のほとんどは人員も少なく、組織として脆弱で行政能力が低いため、分権化に伴って委譲される権限や資金を地域開発に十分に活かすできていなかった。

係る状況下、JICAは2006年9月から2010年10月まで、ホンジュラス西部地域10市を対象に「西部地域・開発能力強化プロジェクト」(以下、FOCAL1)を実施した。FOCAL1では、市が中央政府から交付される交付金などの資金を適正な形で活用し、地域住民のニーズに即した行政サービスを円滑に提供するための計画策定やサービス実施の手法(以下、FOCALプロセス)を開発し、パイロ

ット地区でその手法を試験的に実施した。なお、FOCAL プロセスとは、①住民参加型センサス調査、②コミュニティ開発計画（PDC）の策定、③市開発計画（PDM）の策定及び予算化（多年度投資計画（PIMP）、年次投資計画（PIMA）の編成）、④事業化（小規模開発事業の形成・実施、維持管理）、以上の4つのステップで構成され、様々なレベル（中央、NGO、市連合会、市、コミュニティ）の関係者を対象として、①から④のそれぞれの項目に関し、各種研修や現地巡回指導（導入研修、補完・中間研修、指導者研修等）を実施してきた。FOCAL1 で開発された FOCAL プロセスは、地方開発のための分権化推進と市の能力強化を進めるための有効な手段としてホンジュラス政府に高く評価され、FOCAL プロセスを全国的に展開するために、現在、第2フェーズとなる「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（以下、FOCAL2）」を人権・司法・内務・地方分権省をC/P機関として2011年10月から2016年11月までの予定で実施中である。

FOCAL2 では、長期専門家2名（チーフアドバイザー/地方行政、業務調整/コミュニティ開発促進支援）を現地派遣中であるほか、2011年～15年度までに、4分野（1. 生活改善/村落開発、2. 能力開発/評価、3. 研修計画/モニタリング強化、4. 公共事業管理）延べ8名の短期専門家が派遣された。

本プロジェクトでは FOCAL プロセスについて市連合会を通じて各市に普及し、各構成市に対する市連合会の技術サービス提供体制を整備、強化して、市の人材育成と組織の能力強化を行なうこと、そして住民参加のもと、市自らが、地域開発の諸事業を持続的かつ自立的に計画・実施できるようにすることを目指しており、FOCAL1 で小規模インフラ整備事業に特化していた事業実施のコンポーネントを、FOCAL2 では、より多くの市でインフラ事業のみならず、より広範な開発課題や様々なニーズに対応できるよう、市の開発事業の計画策定、実施促進、運営管理を支援することを目的として短期専門家派遣を行った（13年度、地域開発/参加型事業計画策定及び実施促進、2014年度、公共事業管理、2015年公共事業管理）。

また2015年度より、MC間、MCを通じた機関間連携など自治体間連携や水平展開が本格的に推進され、プロセスの普及のスケールアップが図られた。現在（2016年4月時点）まで、30のMC、129市で住民センサス調査を終え、次ステップのPDCの策定について25MCの84市が合計1,975のPDCの策定を終えている。PDMについては、20MCの71市で作成を終えている。また、その内、50以上の市が、現在、PDMに基づいて投資事業を進めているほか、2017年度からは認証済みのPDMに対し地方交付金が配賦される制度（PDMと各市への地方交付金の連動プロセス）が導入される見込みである。またプロジェクトでは、終了時評価調査（2016年5月中旬～6月上旬）が行われる予定

である。

昨年度、当該分野での短期専門家の協力により、各市の PDM の策定と公共事業管理の監督官庁である C/P（内務・地方分権化省）が、政令（2013 年 8 月 28 日付政府官報）に基づいて、市開発計画・土地利用計画（PDM-OT）の登録、認証、事業実施の進捗及び成果を把握するためのモニタリング方法、ツールが検討され、その指針となるガイドライン案が策定された。また、各市連合会や市が、予算化（投資予算の編成）や事業化（投資予算の事業実施監理）のプロセスを円滑に進め、C/P に対して報告する際の書式、報告時期や報告のポイント、内容が示された研修マニュアル案もまとめられた。

7. 業務の内容

本業務従事者は、上記の成果を踏まえて、2017 年度から開始予定である PDM と各市への地方交付金が配賦される制度（PDM と各市への地方交付金の連動プロセスの実践化）に際してのルールやガイドライン作りを支援する。また、市開発計画（PDM）の枠組みでの予算化（PIMA 多年度投資開発計画から PIMA 年次投資計画策定）や事業化（市の公共事業管理・モニタリング）を、市が持続的、自立発展的に取り組んでいくための C/P や市連合会、地方自治体など各レベルの役割、機能強化の方法についても C/P をはじめとするプロジェクト関係者とともに検討していく。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

（1）国内準備期間(2016 年 7 月中旬)

ア) これまでの FOCAL2 プロジェクトの業務進捗、成果に関する報告書、関係資料を確認し、当該業務遂行に必要な情報の収集・整理・分析を行う。

イ) 現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)を作成し、JICA 産業開発・公共政策部へ提出する。

（2）現地派遣期間（2016 年 7 月下旬～8 月下旬）

ア) 現地業務開始時に、C/P 機関、JICA ホンジュラス事務所及びプロジェクト専門家に対し、ワークプランを提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。

イ) 昨年度策定された研修用マニュアル案（PDM を踏まえた事業計画形成（PIMP 及び PIMA）と事業実施進捗についての C/P に対する定期報告のための

市連合会や市役所用の指針を示したもの)を試験的に実践している MAMUCA 市連合会と各加盟市を訪問し、その実施状況を調査して問題点、課題を把握する。

ウ) イ) の成果を踏まえて、研修マニュアルを見直す。

エ) 2017 年度からの地方交付金の PDM への連動の実践化を円滑に進める目的で、監督官庁である C/P (内務・地方分権化省) が行うべき進捗モニタリングや成果管理の手続きプロセス (手続きのフロー、報告時期の設定、関連必要書式など) や関連部局の役割等の指針となるガイドラインを策定する。

オ) エ) について、その内容につき、C/P と協議し、コンセンサスを得る。

カ) C/P やプロジェクト専門家等と協議の上、現地派遣期間終了後に C/P 等がフォローすべき事項や活動内容について確認する。

キ 現地業務完了に際し、現地派遣での活動成果及び今後プロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書(和文、西文)として取りまとめ、C/P 及び JICA ホンジュラス事務所に報告、提出する。

(3) 帰国後整理期間 (2016 年 9 月上旬)

専門家業務完了報告書 (和文) の JICA 産業開発・公共政策部への提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (3) とする。体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出すること。

(1) ワークプラン

和文 2 部 (JICA 産業開発・公共政策部、JICA ホンジュラス事務所)

西文 2 部 (C/P 機関、JICA ホンジュラス事務所)

(2) 現地業務結果報告書

和文 2 部 (JICA 産業開発・公共政策部、JICA ホンジュラス事務所)

西文 2 部 (C/P 機関、JICA ホンジュラス事務所)

(3) 専門家業務完了報告書

和文 2 部 (JICA 産業開発・公共政策部、JICA ホンジュラス事務所)

PDM を踏まえた事業計画形成 (PIMP 及び PIMA) と事業実施進捗に関する C/P に対する定期報告書策定に關しての市連合会や市役所用の更新研修マニュアル

西文 2 部 (JICA 産業開発・公共政策部、JICA ホンジュラス事務所)

(4) C/P (内務・地方分権化省) が行うべき進捗モニタリングや成果管理の手続きプロセス、關連部局の役割等の指針を示した更新ガイドライン

西文 2 部 (JICA 産業開発・公共政策部、JICA ホンジュラス事務所)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒テグシガルパ⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒成田を標準とします。

(2) プロポーザル提案事項

業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 直接人件費月額単価

・直接人件費月額単価については、2016 年度単価を上限とします。

10. 特記事項

(1) 執務環境

① 現地での業務体制

業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです (本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・チーフアドバイザー／地方行政 (長期派遣専門家)
- ・業務調整／コミュニティ開発促進支援 (短期派遣専門家)

② 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

内務・地方分権化省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

① 以下の資料が当機構産業開発・公共政策部行財政・金融チーム
(TEL:03-5226-6932)にて閲覧できます。

- ・西部地域・開発能力強化プロジェクト 事後現状調査報告書
- ・地方開発のための自治体能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書
- ・地方開発のための自治体能力強化プロジェクト 中間レビュー報告書

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト概要 <http://www.jica.go.jp/project/honduras/001/index.html>

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ホンジュラス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上